

令和 2 年 第 2 回 相馬地方広域水道企業団議会定例会

(記者用資料)

令和 2 年 8 月 18 日 午前 10 時開議

提出案件

議案第 5 号
原案可決

相馬地方広域水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
(提案理由) 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例で引用する地方自治法の規定に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

議案第 6 号
原案可決

相馬地方広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例について
(提案理由) 地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業をすることができる職員及び育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、育児休業をすることができる要件の緩和等を行うため改正するものであります。

議案第 7 号
原案可決

令和 2 年度 相馬地方広域水道企業団水道事業会計補正予算 (第 1 号)
(提案理由) 令和 2 年度 相馬地方広域水道企業団水道事業会計予算に変更が生じるため、地方自治法第 218 条第 1 項の規定に基づき提案するものであります。
収益的支出額については、5,086 千円減額し、補正後の水道事業費用を 1,374,970 千円とするものであります。
次に資本的収入額については 5,000 千円増額し、補正後の予算額を 466,714 千円とするものであります。資本的支出額については、拡張費を 314 千円減額、改良費を 29,360 千円増額し、給水車格納用の車庫購入設置として、有形固定資産購入費の建物購入費を 8,997 千円増額し、補正後の資本的支出額を 33,043 千円増額の 1,478,752 千円とするものであります。

議案第 8 号
認定及び原
案可決

令和元年度 相馬地方広域水道企業団水道事業決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について
(提案理由) 地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和元年度 相馬地方広域水道企業団水道事業決算を別紙監査委員意見書を添えて議会の認定に付するものであり、併せて同法第 32 条第 2 項の規定に基づき、令和元年度 相馬地方広域水道企業団水道事業未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものであります。
なお、令和元年度 決算における収益的収入額が 1,484,866,439 円、収益的支出額が、1,263,010,521 円、資本的収入額が 442,630,000 円、資本的支出額が 946,399,206 円となり、損益計算における令和元年度純利益は 221,855,918 円となります。